



# 子どもを誰ひとり取り残さない 教育現場に求めること

差別されない権利、最善の利益を守られる権利、命を守られ成長する権利、意見表明する権利。安心して過ごせる場所であるからこそ自己表現ができる。

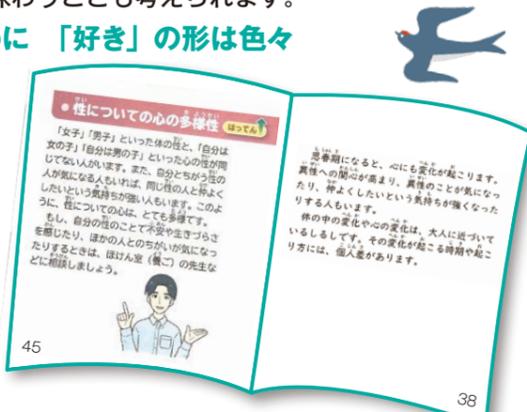
## 性の多様性 学校教育に欠けてる視点

小学校学習指導要領には、「異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする」と記載されていますが、同性を好きになることや、「トランスジェンダー」(生物学的性と自認する性別が異なる人)等、性的マイノリティについての記述はありません。

民間の調査によれば、1クラスに2、3人当事者がいる計算となります。当事者の子どもにすれば、自分に当てはまる情報がないままに授業が進めば、自分は「普通じゃない」というような疎外感を味わうことも考えられます。

### ●子ども誰ひとり傷つけないために「好き」の形は色々

社会同様に、学校の中にも色々な性の子どもがいます。教科書や授業の中でLGBTQの存在を無視すれば、「性的マイノリティの存在は社会的には認められないのだ」という誤ったメッセージを送ることになります。LGBTQの子どもは排除された思いを抱き、自分の本当の気持ちを語れば、いじめられ差別を受けると恐れを抱かせ孤立させてしまうかもしれません。また、周囲の子どもたちは、偏見や差別を持つことにもつながる可能性があります。



<参照元> 文京区立小3・4年生保健の教科書(学研)より



教員は、教科書に書かれた「異性への関心が(中略)気持ちが強くなったりする人もいます」の「も」を重要視し、同じ教科書の中でも「性の多様性」を子どもたちに伝えることは可能であり重要です。例えば、LGBTQの方たちの新聞記事や様々な体験をもとに、「自分とは違う他者の生き方も尊重する心」を育む授業づくりができる研修が不可欠です。

子どもたちは、自分が排除されずに大切にされている安心感があがる学校であってこそ、自己表現ができていきます。教職員は、知らないうちに「子どもの心を踏みつけてしまうかもしれない」というアンテナを張って、子どもたちと向き合う学校であることを求めています。

LGBTQや性被害などについて悩んだり、不安があれば 男女平等センター相談室

## 子どもを性被害から守るための教育

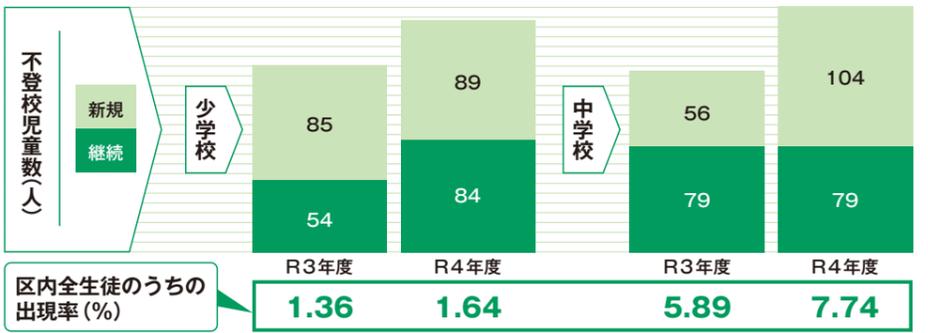
昨年度の大規模な法改正で不同意性交罪が新設され、「同意してははず」は通用しません。子どもを性被害から守る性教育が急務です。令和5年度から学校で始まった「命の安全教育」では、「性犯罪の加害者にならない。被害者にならない。傍観者にならない。」という目標を掲げていますが、不十分で実効性への疑問が。さいたま市は、「学校の「命の安全教育」は、「性交」について扱わないため、「充実した性教育とは言えません」との見解を出しています。性への無知で生じる問題は深刻です。

予期しない妊娠の予防や性のトラブル回避には、正しい性の知識を十分に得ることが大切です。困難な事態に遭遇した時や不安を抱えたときに大人を信じて相談できるよう、日ごろから子どもの意見や気持ちに耳を傾け、信頼関係を築く学校であることが重要です。

## 家庭任せにしない! 求められる包括的性教育

包括的性教育は、性に関する知識だけでなく、人間関係、性の多様性(性自認、性的指向)、ジェンダー平等、幸福など、幅広いテーマを含む「人権教育」です。性行為による妊娠の可能性や、避妊やパートナーとの性的同意が必要なことなど、正しい性の知識をすべての子どもが学ぶべきです。家庭任せにしては子どもの知識に格差が生まれます。学校での包括的性教育の学びを通じて、子どもや若者が責任ある選択をできるよう育ち、歪んだ情報に流されず、だれもが性の加害者にも被害者にも傍観者にもならない地域社会の実現に尽くします。

## 増え続ける文京区の不登校 学校側の意識が課題



文京区の子どもの不登校の主要因を学校側のみを対象にした調査では、「無気力・不安」が小学校39.9%、中学校53.0%と最も多いとされています。しかし、文科省が不登校を経験した小中高生や担任等に要因を尋ねた委託調査では、いじめ被害や教員の態度・指導方法等が大きな要因として挙げられ、学校側の受け止めとのギャップが明らかになっています。NPOの調査からも、学校側が考える要因と実態には格差があることから、子どもの本音を知らなければ、適切な支援も、子どもたちにとって魅力ある学校にもならないことを訴えてきました。しかし、実態は、学校側が考える要因「無気力、不安」を子ども本人、家庭の問題と捉える傾向が強く、子ども自身とのギャップを埋めるまでには至っていません。

子どもの思いを時間をかけて引き出し、子どもにとって魅力ある学校づくりに舵を切ってほしいです。個々の子どもの状況に応じて「学ぶ権利」を保障することは教育機会確保法の観点からも重要です。「学ぶ権利」を守る体制整備に、教育センター(不登校の所管)が消極的であることに問題を感じます。

●子どもの学ぶ権利を奪う  
ある学校では、不登校の子どもに対応する人手不足を理由に、「担任の空きがあるときなら登校してもいいですよ」と保護者に伝えた事例があります。この対応は、子どもの学ぶ権利を侵害し、教育機会確保法に基づく学校の責務を放棄しています。教育委員会は、「人手の有無に関係なく、子どもの学ぶ権利を保障することが重要である」と述べ、校長会でも繰り返し強調しています。しかし、学校現場の意識とのギャップがなぜ埋まらないのか、校長のリーダーシップの欠如など、課題が残されています。

教育機会確保法は、全ての子どもが適切な教育を受けられるようにするための法律です。子どもの学ぶ権利を守るべき立場にありながら、その機会を奪う学校では信頼を得られません。

●不登校対応で学校格差広がる?  
令和5年度から、区立小中学校の中に、教室に入らなくても学びを保障しようとして、いわば「校内フリースクール」とも言える「学びの架け橋」、不登校や登校しぶりの子どもたちの居場所の提供を開始しました。

令和6年度「学びの架け橋」整備状況

中学校	6/10校 (第一、第八、第九、文林、茗台、本郷台中)
小学校	6/20校 (青柳、窪町、千駄木、本郷、金富、汐見小)

児童数増加により、学級数分の教室を確保するだけでいっぱいの学校は、整備が困難です。改築したばかりの誠之小でも教室不足が深刻で整備が難しい状況です。改築中の柳町、明化小も同様で小日向台町小の改築計画には整備の明記すらしていません。行政は「しょうがない」と言いますが、お金をかければ、ハード面を適切に整備できます。子どもの学ぶ権利を「しょうがない」で片づけるべきではありません。学校格差を埋めるのも行政の責務です。

## チーム学校の実現 区「やってるつもり」...では問題!

不登校や障害のある子などの支援に迅速に対応するためには、教員と専門職の連携が欠かせません。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに加えて、作業療法士や言語聴覚士、学校図書館司書などの専門職を常駐させ、子どもを真ん中に連携すれば、子どもの多面的なニーズに対応できます。チームとして学校が動けば、子どもの声を大切に、彼らの得意なことを活かし、苦手なことにも工夫を凝らせます。また、家庭環境にも目配りし、教員の負担を軽減します。不登校の増加等に対し、子どもたちが楽しく学ぶ学校へのアップデートが急務です。専門職の力を活用することで、子どもたちの知的好奇心を満たす環境を整えることも可能です。